

桑名都市計画地区計画の変更（桑名市決定）

都市計画 多度御衣野東部地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	多度御衣野東部地区 地区計画										
位 置	桑名市多度町御衣野、下野代 地内										
面 積	約2.9ha										
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は桑名市多度町の多度工業団地の東側に位置し、多度第2工業団地西側に隣接する市街化調整区域内にあり、近年の交通アクセス向上にあわせて、上水道、電気供給などのインフラが既に確保されている。また、桑名市総合計画において産業誘導ゾーンに、桑名市都市計画マスターplanにおいて生産・物流地域に位置付けられており、生産・物流エリアとして土地利用を目指す区域にあって、開発行為による計画的な整備を目指している地区である。</p> <p>このため、本地区に地区計画を定め、周辺環境に配慮しつつ、地域経済の活性化、産業振興、雇用促進などの経済発展に寄与することを目標とする。</p>									
	土地利用の方針	<p>本地区はすでに整備済の「多度工業団地」「多度第2工業団地」の間に位置しており、周辺地域は、前述の既存工業団地の他、主に山林・農地で形成されている。こうした周辺環境のなか、本地区においては産業系の良好な操業環境の確保を目指し、周辺環境と調和のとれた土地利用を進めるとともに、適正な建築物等の規制誘導を図ることとする。</p>									
	地区施設の整備方針	<p>各敷地へのアクセスの利便性を確保し、合理的な土地利用を促進するため、幅員12m道路を配置する。</p> <p>また、防災対策として調整池を配置する。</p>									
	建築物等の整備の方針	<p>良好な生産環境を創出・保持するため、地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺との調和が図られるよう建築物等の用途制限や容積率及び建蔽率の最高限度、壁面後退について定める。</p>									
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>12.0 m</td> <td>約15 m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路名	幅員	延長	備考	—	12.0 m	約15 m	
道路名	幅員	延長	備考								
—	12.0 m	約15 m									
	緑 地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑 地</td> <td>約 0.09 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	備考	緑 地	約 0.09 ha				
施設名	面積	備考									
緑 地	約 0.09 ha										
	調整池	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水調整池</td> <td>約 0.24 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	備考	雨水調整池	約 0.24 ha				
施設名	面積	備考									
雨水調整池	約 0.24 ha										
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①建築基準法別表第二(わ) 項の工業専用地域内に建築してはならない建築物									
	建築物の容積率の最高限度	200%									
	建築物の建蔽率の最高限度	60%									
	壁面の位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。									
備 考											

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」